

# **財産法の基礎 (契約、後見人の権限)**

司法書士法人つばさ総合事務所  
司法書士 大久保 博史

1

## **目次**

### **I. 契約**

1. 契約とは
2. 契約の成立
3. 契約の効果
4. 契約の無効・取消・解除
5. 契約の類型

### **II. 後見人の権限**

1. 代理権
2. 同意権
3. 取消権
4. 追認権
5. 後見人の権限のまとめ

2

## ・はじめに

民法は市民社会のルールを規定している。

民法の基本原理の一つに「私的自治の原則」というものがある。

私人がその意思に基づいて法律関係を形成できる(自分のことを自分で決められる)。

→契約自由の原則、遺言自由の原則など  
法律行為自由の原則が導かれている。

3

民法は、「財産法」と「家族法」に分類できる。

「財産法」には、財産についての規定(経済的・取引的なルールで所有権など物権に関する決まり、お金の貸し借りなど債権に関する決まりなど)が定められている。

「家族法」には、親族関係に関する規定(親族法)、遺産相続に関する規定(相続法)が定められている。

4

# I . 契約

---

1. 契約とは
2. 契約の成立
3. 契約の効果
4. 契約の無効・取消・解除
5. 契約の類型

5

## 1. 契約とは

契約とは、二人以上の対立的な意思表示の合致によって成立する法律行為のこと。

例えば、売買・贈与・賃貸借など

6

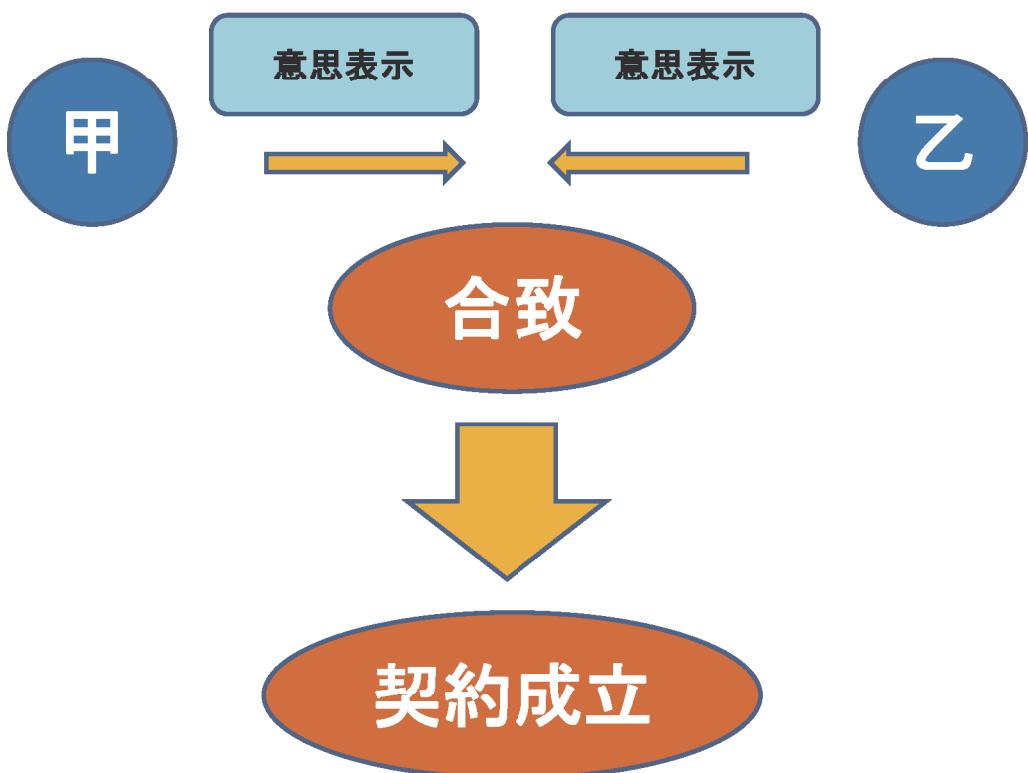
## 2. 契約の成立

一方当事者の申込みの意思表示と他方当事者の承諾の意思表示が合致することによって、その内容の契約については、法的な拘束力が生ずる。

申込みと承諾は口頭でも成立する。(ただし、書面が必要な契約もある)

申込みと承諾の意思表示の合致だけでは足りず、契約の目的物を引き渡すことが必要な契約もある。

7



8

### 3. 契約の効果

契約により法的効力(権利義務関係)が発生する。

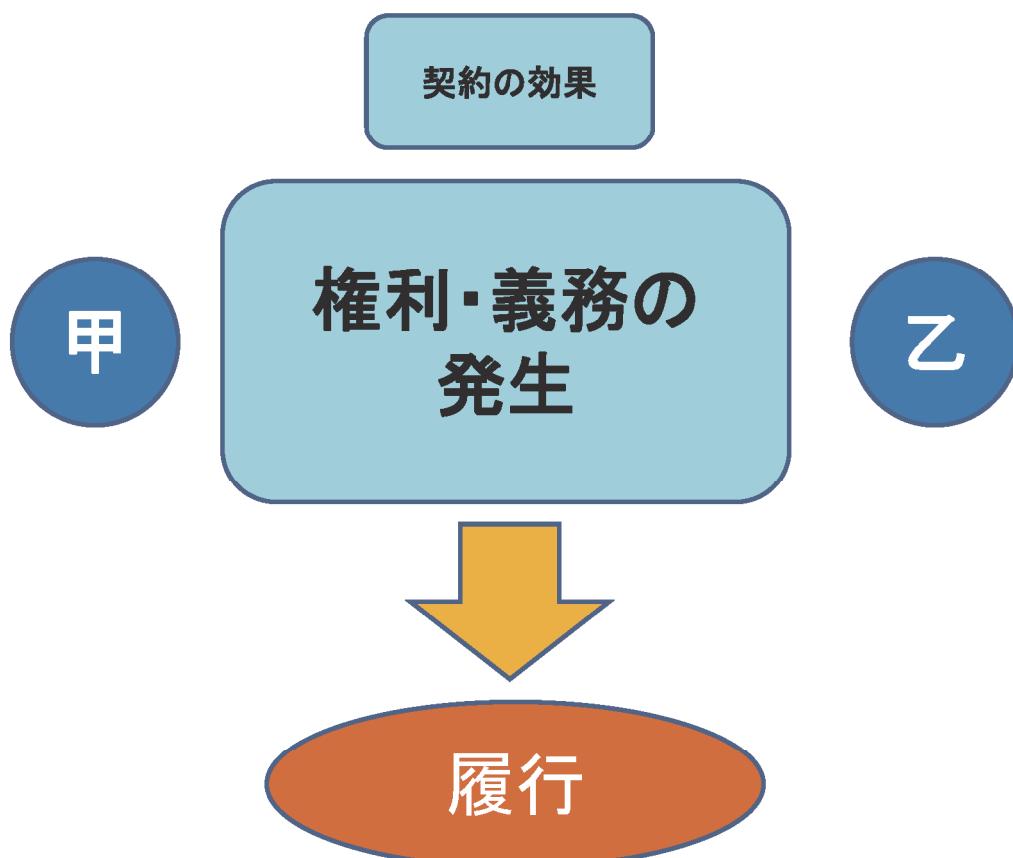
契約で決めた事柄を順守しなければならないという拘束力が生ずる。

契約の当事者は、その契約の内容に従って、権利を取得しまたは義務を負うことになる。

債務者はその義務を履行しなければならないという責任を負担することになり、他方で債権者はその権利を行使することができるようになる。

契約に違反すれば、債務不履行責任といった法的責任を負うことになる。

9



10

## 4. 契約の無効・取消・解除

契約を解消出来るケースは限定されている。

### (1) 契約が無効となる場合

契約が有効に成立していないということは、はじめから契約などなかったということ。(強行法規違反、公序良俗違反、心裡留保、通謀虚偽表示)

### (2) 契約を取消できる場合

契約をするに際して意思表示に瑕疵があった場合  
(騙されて契約した場合(詐欺)、脅されて契約した場合(強迫)、成年被後見人や未成年者が契約をした場合、錯誤があった場合など)  
契約を取り消すと、その契約は遡及的に無効となる。

### (3) 契約を解除できる場合

法律で定められた法定解除権、当事者間の約定で取り決める約定解除権及び合意解除がある。

法定解除権は、債務不履行や契約不適合責任などの契約責任が発生した場合に行使できる。

約定解除権は、契約締結時などにあらかじめ当事者間で規定した解除事由が発生した場合に行使できる。

11

## 5. 契約の類型

契約には、「典型契約」と「非典型契約」という類型がある。

典型契約とは、民法に規定されている13種の契約類型のこと。

これ以外の種類の契約も有効な契約で、  
非典型契約ということになる。

12

# II. 後見人の権限

1. 代理権
2. 同意権
3. 取消権
4. 追認権
5. 後見人の権限のまとめ

13

## 1. 代理権

### 1-1. 代理権の概要

「代理」とは、本人以外の者が本人のために意思表示を行うことによって、その意思表示(契約などの法律行為)の効果が直接に本人に帰属する制度をいう。

意思表示(法律行為)の効果は、その行為をした当事者に帰属するのが原則である。代理においては、行為をする者(代理人)とその効果が帰属する者(本人)が異なる。

#### 「私的自治の拡張」(任意代理)

人が行う取引の規模や範囲が拡大していくと、一人だけですべての法律関係を処理することが難しくなる。そこで、他人を代理人とし、その意思に基づいて直接に自己の法律関係を処理させることを認めて個人の活動領域を拡張する制度。

#### 「私的自治の補充」(法定代理)

権利能力を有しながら自ら取引を行うには十分な判断能力を持たない者もいる。その者のために他人に法律行為なし財産管理を行わせる制度。

14

## 1-2. 代理の法律関係

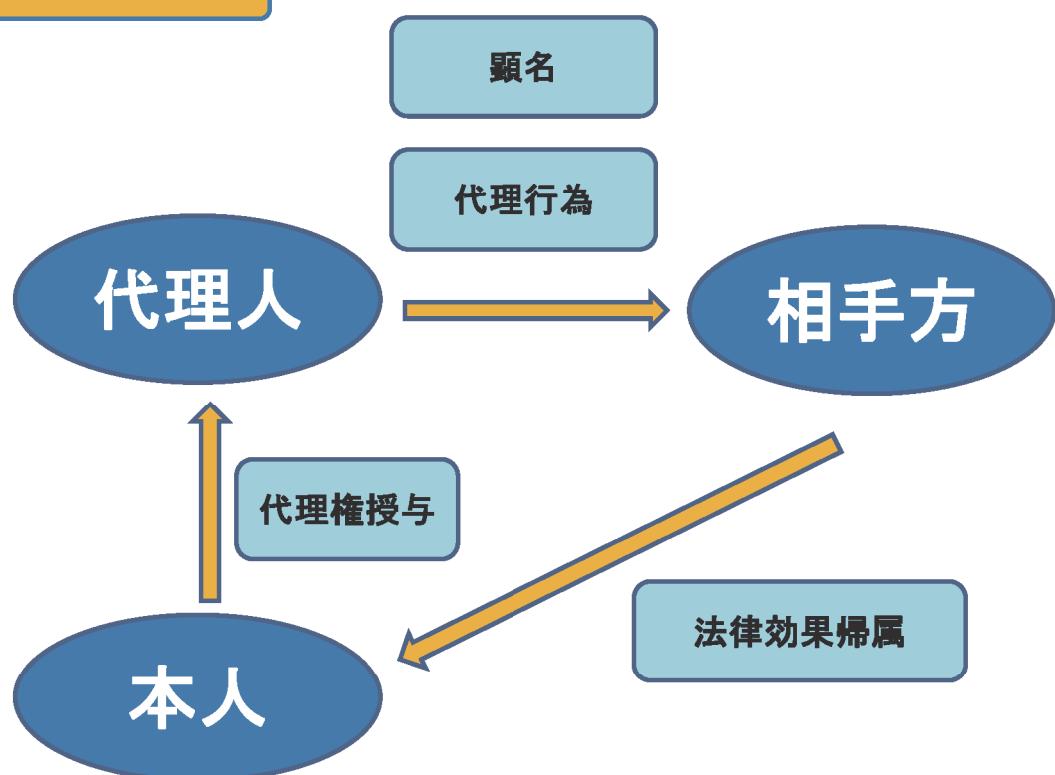
3名の登場人物

- ・他人(代理人)の行為によって効果を受ける「本人」
- ・契約の「相手方」
- ・本人の代わりに意思表示をなす、または受ける「代理人」

代理人の行為の効果が本人に生じるためには、  
代理人に「代理権」があり「顯名」をして、  
「意思表示(代理行為)」をすることが必要

15

### 登場人物



16

### (1)代理権

代理が成立するためには、本人と代理人との間に代理権が存在しなければならない。

代理権がないのに代理人と称して法律行為をしたり、代理人が代理権の範囲を越えて法律行為をしたりしたときは、無権代理となる。

・任意代理：本人と代理人の約束により代理権が発生

（本人の意思にもとづいて生じる）

・法定代理：法律によって当然に代理権が発生

（本人の意思にもとづかずに生じる）

### (2)顕名

代理人が代理行為をする場合「本人のためにすることを示して行う」ことが必要。

代理人が顕名をしない場合は、代理人がした行為は代理人自身のための行為とみなされる。

### (3)代理行為

代理人が本人のためにする法律行為を代理行為という。

代理において法律行為をするのは代理人であるから、意思表示の効力に影響を与える事実の有無は、原則として代理人について判断する。

17

## 1-3. 任意代理と法定代理

### (1)任意代理

本人の意思にもとづいて代理権が生じる場合を任意代理と呼び、その代理人を任意代理人と呼ぶ。

例えば、本人が自己所有の不動産を第三者に売却することを他人に委任するときには、その他人に対して不動産売却のための代理権が与えられる。

### (2)法定代理

本人の意思にもとづかずに代理権が生じる場合を法定代理と呼び、その代理人を法定代理人と呼ぶ。

例えば、未成年者の親権者や成年後見人には、法律の規定によって包括的な代理権が与えられている。

18

## 1-4. 代理権の範囲

代理人が本人のために法律行為を行ったとしても、その行為が代理人の権限（代理権）の範囲内に属していないときは、当然には本人に行行為の効果は帰属しない。代理権の具体的な範囲がどのように定まるかについては、任意代理と法定代理とで異なる。

### (1)任意代理の場合

任意代理における代理権の範囲は、まず、代理権の発生根拠である契約ないし代理権授与行為の解釈によって定まる。そして、それらの法律行為の解釈によても代理権の範囲を明らかにできない場合には、民法103条の定めるところによって決まる。

### (2)法定代理の場合

法定代理における代理権の範囲は、各々の種類の法定代理人について個別的に法定されている。権限の範囲が定められていない場合には、民法103条の定めるところによる。

### (3)代理権の範囲が定められていない場合（民法103条）

法によって代理権の範囲が定められていない場合や、当事者間の法律行為の解釈によって代理権の範囲を明確にすることができない場合は、管理行為（保存行為、利用行為、改良行為）のみを行う権限を有する。

- ・保存行為：財産の現状を維持する行為（修繕など）
- ・利用行為：財産を利用して収益を図る行為（短期の賃貸）
- ・改良行為：財産価値を増加する行為（造作の設置など）

19

## 1-5. 無権代理

代理権を有しない者が他人の代理人として法律行為をすることを無権代理という。

無権代理人が契約を結んでしまった場合、その契約は本人がその契約を追認しない限り、本人に対して効力が生じない。

20

## 1-6. 代理権の消滅

任意代理の消滅事由

本人:死亡・破産・契約解除

代理人:死亡・破産・後見開始・契約解除

法定代理の消滅事由

本人:死亡

代理人:死亡・破産・後見開始

21

## 1-7. 代理に親しまない行為

代理は、あらゆる法律関係において認められるわけではない。

次のような行為については、代理は認められない。

### (1)事実行為・不法行為

代理は意思表示(法律行為)について認められており、事実行為や不法行為の代理は認められない。

22

## (2)身分行為

婚姻などの身分行為については、原則として代理は認められない。

本人自身が意思決定を行う必要があるからである。

例外として、代諾養子縁組がある。

認知・縁組・婚姻・離婚などの行為を「身分行為」という。

身分行為は代理による意思決定にそぐわない側面が強い。

それは、親族法全体が、計算に基づく合理的打算的判断を中心とするものではないという認識の上に成り立っているからである。

また、合理性・打算性を基礎にしないからこそ、本人がその行為の意味を理解しうる能力を有していれば、「身分行為をする」においてはそれで足りるとしている。

他方、相続法は、親族法の側面と合理的打算的判断という財産法的側面の両面を併せ持っている。

だからこそ、代理による意思決定ができる。

本人がする場合には、親族法の身分行為の際に求められるよりも高度な能力が必要とされる。

23

## 1-8. 自己契約・双方代理の禁止

代理人一人が当事者双方の地位に立って、当事者間で利益相反する取引を禁止する。

「自己契約」：代理人が自ら代理行為の相手方となって本人と自己との間に契約を結ぶこと

「双方代理」：同一人が当事者双方の代理人となって契約を結ぶこと

自己契約・双方代理禁止の例外

- ・債務の履行
- ・本人があらかじめ許諾した行為

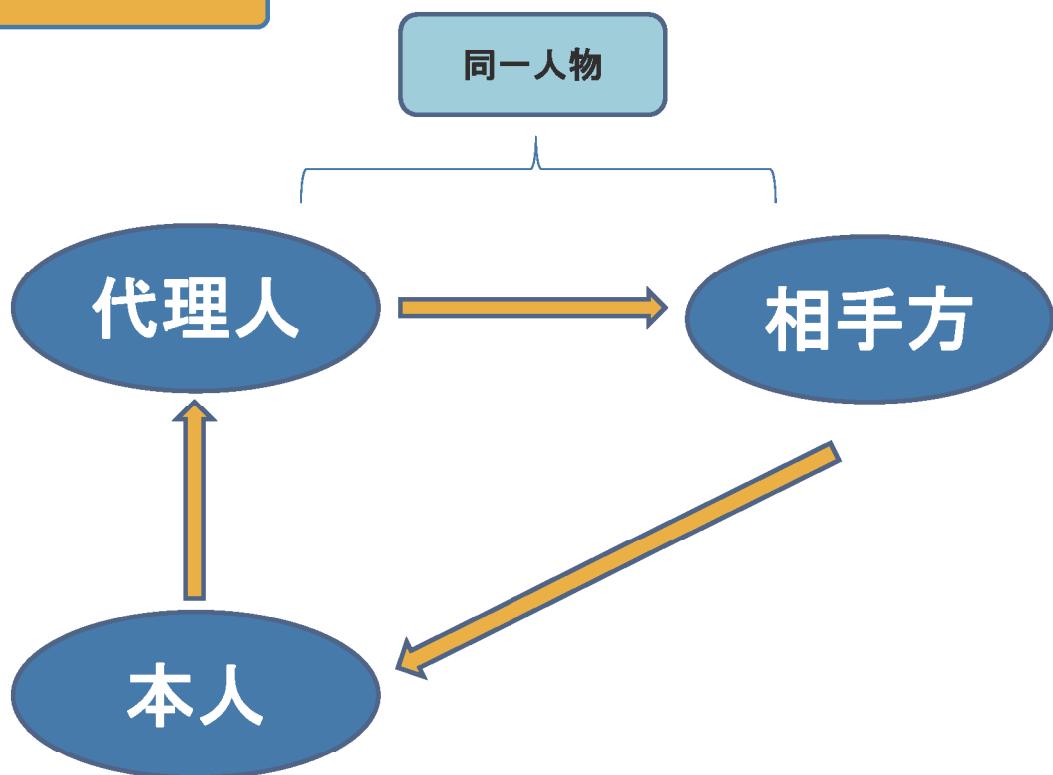
法定代理の場合の利益相反行為の規制

法定代理のうち親権や後見については、法定代理人である親権者・後見人が本人との利益が相反する行為を行うに際して、特別に親権者・後見人以外の者(特別代理人)を本人の代理人として立てることが要求されている。

(後見監督人がいる場合は特別代理人の選任不要)

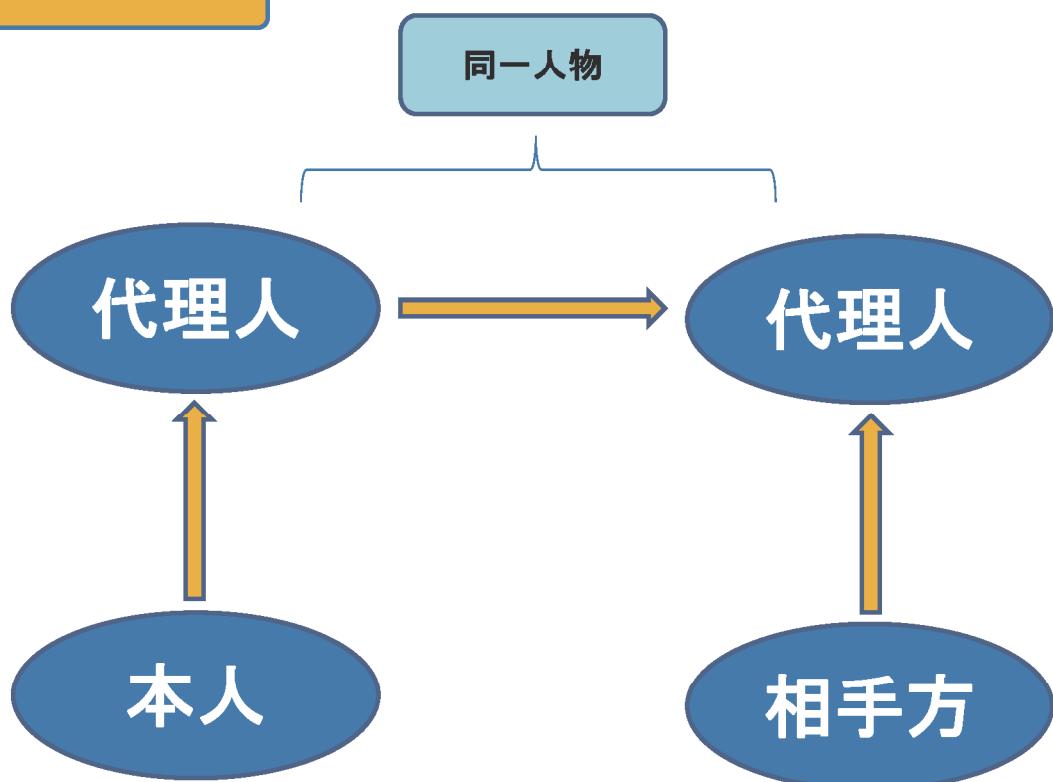
24

## 自己契約



25

## 双方代理



26

## 2. 同意権

### 2-1. 同意権の概要

- ・後見人等が有する「同意権」とは、本人が単独で行う法律行為を完全に有効なものとし、以後、当該行為について取消権を行使することを不能にする意思表示のことをいう。
- ・本人が単独で行う法律行為について、保佐人等(保佐人または同意権付与の審判を受けた補助人)が同意をすることにより、当該行為は完全に有効なものとなる。  
つまり同意された行為は、取り消しうべき行為(取り消し可能な行為)でなくなる。
- ・一度同意をすると、以後、その行為を取り消すことはできなくなる。
- ・この同意の意思表示は、本人にしてもよいし、本人の法律行為の相手方にしてもよいとされている。  
通常、同意の意思表示は、本人の法律行為の相手方に同意書を提出することによって行われる。
- ・同意を行うタイミングは、本人の法律行為の事前でも同時でもよい。

27

### 2-2. 保佐人等が有する同意権の内容

#### (1) 成年後見人

成年後見人は、同意権を一切持てない。

#### (2) 補助人

補助人はもともと同意権を一切有しない。

だが、家庭裁判所に特定の法律行為について同意権を付与する旨の審判を申立て、その審判がなされた場合、補助人は当該同意権を使用することが可能になる。

ただしその行為は、民法第13条第1項所定の行為の範囲に限定される。

28

### (3) 保佐人

保佐人は、民法第13条第1項各号に定められた行為について同意権（および取消権）を有する。民法第13条第1項所定の行為とは以下の行為。

- ①元本の領収またはその利用
- ②借財または保証
- ③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
- ④訴訟行為
- ⑤贈与、和解または仲裁合意
- ⑥相続の承認、放棄または遺産の分割
- ⑦贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾、負担付遺贈の承認
- ⑧新築、改築、増築または大修繕
- ⑨長期間（602条所定の期間）の賃貸借
- ⑩上記の行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること

また、この民法第13条第1項以外の行為についても、同意権付与の審判を申し立て、その審判がなされることによって、保佐人はその行為に関する同意権を追加的に持つことができる。

29

## 2-3. 同意権の制限

以下の行為の場合、保佐人等は同意権の行使が制限される。

- ①日常生活に関する行為（日用品の購入等）

保佐人等の同意なしに、本人は行為することができる。

- ②利益相反行為（本人と保佐人等の利益が対立する行為）

→保佐人等に代わって、保佐監督人等が権限行使する。保佐監督人等がない場合は、臨時保佐人等選任の申立をして、選任された臨時保佐人等が権限行使する。

- ③身分行為や一身専属的な行為

婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知、嫡出認否、遺言、医療同意、臓器提供、尊厳死などの行為については、権限行使できないとされている。

- ④同意権の行使が権限濫用に当たる場合

本人ではなく、保佐人等や第三者の利益を図る目的で権限行使をしてはならない。

30

### 3. 取消権

#### 3-1. 取消権の概要

- ・「取り消し」とは、一定の法律行為について、それを遡及的に無効とする（行為の当時にさかのぼって、なかつたことにする）旨の意思表示のことをいう。
- ・取り消しうべき行為（法律で、取り消すことのできる行為とされているもの）は、取り消されるまでは有効であるが、取消権が行使されると行為時に遡って無効となる。
- ・取消権者は、本人、成年後見人、保佐人、（家庭裁判所によって同意権付与の審判を受けた）補助人、任意代理人、本人の承継人である。
- ・本人が単独で取消権を行使する場合、その取り消しは完全に有効な法律行為となる（取り消しうべき行為とはならない）。

31

- ・取消権が行使されて、契約等の法律行為が無効になった場合、まだ履行されていない債務については初めから発生しなかったことになる。  
また既に履行された債務については、不当利得の返還義務が生じる。  
ただし、制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、同意権付与の審判を受けた被補助人）の返還義務は、その行為によって現に利益を受けている限度で済む。
- ・保佐人および補助人に同意権が付与された行為については、必ず同時に取消権（および追認権）も付与される。  
他方、成年後見人は、取消権（および追認権）を有するが、同意権は有しない。
- ・取消権は次のときに消滅する。
  - ・追認をすることができる時から取消権を5年間行使しないとき
  - ・法律行為が行われた時から20年を経過したとき

32

## 3-2. 後見人等が有する取消権の内容

### (1) 成年後見人

成年後見人は、原則として、成年被後見人がした法律行為全般について取消権を有する。

### (2) 保佐人

保佐人は、民法第13条第1項所定の行為について取消権を有する。さらに家庭裁判所の審判によって追加的に同意権を付与された行為についても取消権を有する。

### (3) 補助人

補助人はもともと取消権を一切有しない。

だが、家庭裁判所に特定の法律行為について同意権を付与する旨の審判を申立て、その審判がなされた場合、補助人は当該行為について取消権を行使することが可能になる。

33

## 3-3. 取消権の制限

以下の行為の場合、後見人等は取消権の行使が制限される。

- ①日常生活に関する行為(日用品の購入等)
- ②利益相反行為(本人と後見人等の利益が対立する行為)
- ③身分行為や一身専属的な行為
- ④取消権の行使が権限濫用に当たる場合
- ⑤詐術を用いた行為

本人が取引の相手方に対して、自分は有効な法律行為ができるなどと詐術を用いて法律行為を行った場合、当該法律行為を取り消すことはできない。

例えば本人が、自分は成年被後見人等ではないと偽った場合や、保佐人等の同意を得ていると偽った場合などは、詐術に当たる。ただし単に黙秘すること(自分が成年被後見人等であることを黙っている)だけでは、詐術には当たらない。

- ⑥他人の代理人として行った行為(制限行為能力者の法定代理人として行った行為を除く)

34

# 4. 追認権

## 4-1. 追認権の概要

- ・後見人等が有する「追認権」とは、本人が行った法律行為(取り消しうべき行為)について、意思表示により確定的に有効なものにする(以後、取り消すことができないようにする)行為のことをいう。  
要するに追認とは、事後的に「同意」することであり、その法的効果は取消権の放棄である。
- ・本人が行った法律行為(成年被後見人が行った行為、あるいは被保佐人(または被補助人)が保佐人(または補助人)の同意なく行った行為)について、後見人等が追認した場合、当該行為は完全に有効な行為となり、以後、取り消すことはできなくなる。
- ・追認は原則として、(本人が法律行為を行った)相手方に対する意思表示によって行う。

35

- ・追認権者は取消権者と同じである。  
つまり、本人、成年後見人、保佐人、(家庭裁判所によって同意権付与の審判を受けた)補助人、任意代理人、本人の承継人である。
- ・取り消せる行為は、取り消す代わりに追認することもできる。  
つまり、後見人等に取消権が付与された行為については、同時に追認権も付与される。
- ・(本人と法律行為を行った)相手方は、後見人等または本人に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、その期間内に追認するかどうかを「催告」することができる。  
その期間内に後見人等が確答をしないときは、その行為を追認したものとみなされる。また本人が確答を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる。

36

## 4-2. 後見人等が有する追認権の内容

後見人等が有する追認権の内容は、取消権の内容と同じである。

### (1) 成年後見人

成年後見人は、原則として、成年被後見人がした法律行為全般について追認権を有する。

### (2) 保佐人

保佐人は、民法第13条第1項所定の行為について追認権を有する。さらに家庭裁判所の審判によって追加的に同意権を付与された行為についても追認権を有する。

### (3) 補助人

補助人はもともと追認権を一切有しない。

だが、家庭裁判所に特定の法律行為について同意権を付与する旨の審判を申立て、その審判がなされた場合、補助人は当該行為について追認権を行使することが可能になる。

37

## 4-3. 追認権の制限

後見人等が有する追認権の制限は、取消権の制限と同じである。

つまり、以下の行為の場合、後見人等は追認権の行使が制限される。

- ①日常生活に関する行為(日用品の購入等)
- ②利益相反行為
- ③身分行為や一身専属的な行為
- ④追認権の行使が権限濫用に当たる場合
- ⑤詐術を用いた行為
- ⑥他人の代理人として行った行為(制限行為能力者の法定代理人として行った行為を除く)

38

## 5. 後見人の権限のまとめ

	成年後見	保佐	補助
代理権の付与	後見開始の審判により、財産管理に関する包摂的な代理権が付与される。	保佐開始の審判では、代理権は付与されない。 (必要な代理権については、別途、代理権付与の審判を申立てなければならない。)	補助開始の審判では、代理権は付与されない。 (必要な代理権については、別途、代理権付与の審判を申立てなければならない。)
同意権の付与	同意権は一切付与されない。	保佐開始の審判により、包括的な同意権(民法第13条第1項所定の行為)が付与される。 (それ以外の行為について追加的に同意権が必要な場合は、別途、同意権付与の審判を申立てなければならない。)	補助開始の審判では、同意権は付与されない。 (必要な同意権については、別途、同意権付与の審判を申立てなければならない。ただしその範囲は、民法第13条第1項所定の行為の一部に限定される。)
取消権(追認権)の付与	後見開始の審判により、包括的な取消権(および追認権)が付与される。	同意権が付与された行為について、同時に取消権(および追認権)も付与される。	同意権が付与された行為について、同時に取消権(および追認権)も付与される。

39

### 代理権・同意権付与の審判等における本人の同意の要否

	成年後見	保佐	補助
後見等開始の審判の申立てにおける本人の同意の要否	不要	不要	必要
代理権付与の審判の申立てにおける本人の同意の要否	不可 (成年後見人には包摂的な代理権が付与されているので、代理権付与の審判の申立ては不要かつ不可)	必要	必要
同意権付与の審判の申立てにおける本人の同意の要否	不可 (成年後見人には同意権は付与されないので、同意権付与の審判の申立てはできない)	不要 (保佐人には包括的な同意権が付与されているが、それ以外の行為について、本人の同意なく、追加的に同意権付与の審判の申立てが可能)	必要 (同意権の付与の範囲は、民法第13条第1項所定の行為の一部に限定される)

40